

2022年度

駿河台大学・大東文化大学

・流通経済大学

三大学対抗 学生法律討論会

【参加大学】

駿河台大学 平山ゼミ



駿河台大学
SURUGADAI UNIVERSITY

大東文化大学 萩原ゼミ



DAITO BUNKA
UNIVERSITY

流通経済大学 隅谷ゼミ



RYUITSU KEIZAI UNIVERSITY

日 時：2022年6月25日（土）12：30～
場 所：駿河台大学
出題・審査：茂木 明奈（白鷗大学法学部准教授）
運 営：隅谷 史人

【ルールの概要】

◎ 参加チーム

- ・立論団体は、各大学2チーム（立論者は各1名）とする。

◎ 事前準備

- ・各チームは、6月24日（金）18時までに、①「結論および論旨をまとめたA4のレジュメ1枚」（Word）、②立論原稿を作成し、会場責任者である平山（hirayama.yoichi@surugadai.ac.jp）および隅谷（sumitani@rku.ac.jp）に送付する。なお、立論データは、審査員および教員にのみ共有される。討論会当日の立論がこの立論原稿と実質的に異なる場合は、減点とする。レジュメは、当日会場にいるすべての者に配布される。
- ・立論順は、討論会開催直前に各大学代表学生のくじ引きにより決定する。
- ・当日はスーツを着用すること（クールビズ可）。

◎ 立 論

- ・各チームのうちの1名が、10分以内に与えられた問題についての立論を行う。
- ・立論は、あらかじめ与えられた問題に対する解答について結論を述べた上で、結論に至る理由を述べるものとする。
- ・立論者が立論するにあたっては、その内容は、論旨の明快なものでなければならない。
- ・立論に際しては、まず結論を述べ、続いて結論に至る理由を述べるものとする。
- ・立論開始時、および、立論開始後9分を経過した時点（残り1分）でそれぞれ1回、立論終了時に2回、ベルがならされる。
- ・10分の立論時間を超えた場合には、司会者は立論をやめさせることができる。
- ・立論は口頭によって行うものとする。立論者が立論内容を報告する際には、黒板の利用はできない。
- ・パワーポイントの利用は認めない。

◎ 質疑に関するルール

- ・立論終了後、5分間の質問考慮時間を設ける。
- ・質問時間は20分程度とする。質問の継続、打ち切り等の時間配分は、すべて司会者の裁量とする。
- ・質問形式は、自由質問とする。ただし、一人の質問者の一回あたりの質問時間は、おおむね3分を限度とする。
- ・出席者は、立論内容について自由に質問をすることができる。ただし、立論者と同じチームに所属する者からの質問は、認めない。
- ・司会者、審査員その他の教職員は質問をすることができない。

- ・質問をしようとする者は、「質問」と述べて挙手すること。
- ・司会者は、可能な限り多様なゼミ生および学生から質問が出るように配慮した上で、質問をしようとする者に対して、質問の許可をすること。
- ・司会者より質問の許可を受けた者は、自らの所属（学科、学年など）と氏名を明瞭に述べた上で、立論者の立論内容に対して、質問をすること。
- ・立論者は、質問に対してその回答を明確に答えなければならない。ただし、発言が聞き取れなかった場合にのみ、司会者に対して、質問者に再度質問をしよう求めることができる。
- ・立論者から再度質問をしよう求められた場合、司会者は、質問者に対し、再度明瞭に質問をしよう求めることができる。
- ・司会者から再度質問をしよう求められた場合、質問者は、再度明瞭に質問をすること。
- ・逆質問（立論者から質問者に質問すること）は禁止する。
- ・他のチームが質問する場合、その質問が自分たちの立論と矛盾していてもかまわない。

◎ 採 点

- ・各チームにつき、立論内容（レジュメの内容を含む）と質問に対する応答の仕方について審査員が採点し、上位3チームを表彰する。
- ・各チームに対して行われた質問についても審査員が別途採点を行い、得点の高い3つの質問についてその質問者個人（出場チームの一員であるか否かを問わない）を表彰する。

以上

※本討論会に関するお問い合わせは、隅谷（sumitani@rku.ac.jp）まで

【問題】

Aは、かつての友人Bがパチンコ依存症から立ち直るための生活資金として、120万円をBに貸し付けた（本件貸付け）。その際に、Aは、Bの配偶者である無職のCに対して、Bの債務を連帯保証することを求めた。Cもこれを承諾し、書面で連帯保証契約が締結された。Aは、これだけでは不安だと感じ、Bの友人であるDにも連帯保証人になってもらおうと考えた。Dは、Aから「私Dは、BのAに対する120万円の債務の支払いを連帯保証し、万一の際には代わりに支払います」と記された念書の案を示された。Dは、「連帯保証と保証は違うから気をつけたほうがいい」と知人から言われたことを思い出して躊躇したが、Bから「責任は私Bと連帯保証人であるCとでとるから、絶対に迷惑はかけない。立ち直りに協力してほしい」と言われたこともあり、「連帯」の文言を削除することをAと合意した上で、当該部分の修正と署名が済んだ状態の念書をAに差し入れた（本件保証契約）。本件貸付けの弁済期が到来したため、AがBとCに返済を請求したところ、Bは「とりあえず30万円はどうかするから残額は待ってほしい」とAに懇願し、Dに頼んでDから30万円を支払ってもらうことができたため、Aは本件貸付けの残額の弁済期を猶予した。その後、AはBCの間の子E（就職予定の学生）との間でも、いったんは同債務の保証契約を書面で締結したものの、数日後に翻意したEがBCと縁を切って家を出たいと相談してきたので、AはEの将来を思って、Eの保証債務を免除した。Eが家を出たことでBCは意気消沈し、Bのパチンコ依存症は悪化した。Bは本件貸付けの猶予後の弁済期が過ぎた頃、なけなしの全財産を持ってCとともに行方をくらませた。AがDに対して本件保証契約に基づき保証債務の履行を請求したため、Dは仕方なく自分の生活を切り詰めて、ついに合計120万円を完済した。Dはこの手痛い一件を機に法学に興味を持ち、司法試験の勉強を始めた。Dは、民法の条文に接し、自分はこれほど苦労してまでAの請求に応じなくてよかったのではないかと考えるに至った。

上記の事実関係をもとに、①DがAに対して何を根拠にどのような請求をすることが考えられるか、また、②①の請求は認められるか、論じなさい。

（遅延損害金や特約等については考えなくてよい。）

（出題：白鷗大学准教授 茂木明奈）